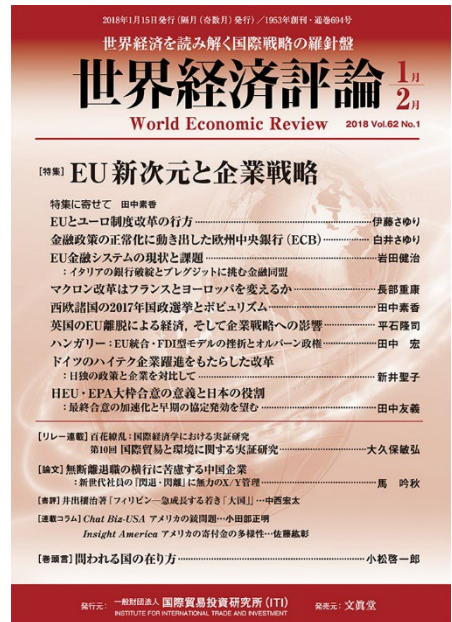


本論文は

世界経済評論 2018年 1/2月号

(2018年1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料
 1,320円×6冊=7,920円 ▶ **6,600円** 税込 **17% OFF**
送料無料

富士山マガジンサービス限定特典 ※通巻682号以降

デジタル版バックナンバー **読み放題!!**

定期購読期間中



世界経済評論 定期購読

☎ **0120-223-223**

[24時間・年中無休]

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

お支払い方法 Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

日 EU・EPA 大枠合意の意義と日本の役割

：最終合意の加速化と早期の協定発効を望む

ITI 客員研究員 田中 友義

たなか ともよし 大阪外国語大学(現大阪大学)卒業、駿河台大学名誉教授、専門は欧州経済、EU 研究。著書：『日・EU 経済連携協定が意味するものは何か』(共著、ミネルヴァ書房、2016年)、『メガ FTA と世界経済秩序』(共著、勁草書房、2016年)、『現代ヨーロッパ経済論』(編著、ミネルヴァ書房、2011年)他。

日本と EU は 2017 年 7 月 6 日、ドイツ・ハンブルクで開催された 20 カ国・地域首脳会議 (G 20 サミット) 直前に、漸くにして、日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) で大枠合意した¹⁾。2013 年 4 月に始まった公式の交渉会合は 18 回に及ぶ長い日時を要した。その間、関税分野などの交渉の進展が遅れ、合意が再三送りされた。

G20 サミット直前の大枠合意は、経済のグローバル化を主導してきた米英二大勢力が保護主義を強める中で、日 EU が「保護主義に共に対抗する」という政治的意思を世界に強くアピールする絶妙のタイミングであった。今後の日本の役割として、米国抜きの TPP11 (環太平洋経済連携協定) の早期発効に主導力を発揮すること (トランプ政権の TPP への復帰を促すこと) や RCEP (東アジア地域包括経済連携) の交渉促進の先頭に立つことが期待される。

日 EU・EPA 協定が発効すれば、初のメガ FTA の誕生となり、世界経済・貿易へのインパクトは大きい。また、日本経済の再生という点でも、日 EU 間で、関税撤廃や投資ルールの整備などを通じて、貿易・投資を活発化させ、雇用創出、企業の競争力強化や日本企業のグローバル化などによって、日本の経済成長に大きく貢献することが期待できる。17 年中の最終合意に向けて、交渉を加速化させ、早期の協定発効を強く望みたい。

I 日 EU・EPA 大枠合意の背景と意義

1. 日 EU・EPA 合意の背景

共に保護主義に対抗

日 EU・EPA 合意の最大の理由は、安倍首相、トゥスク欧州理事会議長、ユンケル欧州委員会委員長ら首脳陣が、協議終了後の共同記者会見で、繰り返し発言していたように、世界的

に勢いを強める「保護主義に共に対抗する」という政治的意思を世界に示すことであった²⁾。

確かに、2017 年 1 月発足した米国のトランプ政権が「米国第一主義」を掲げて、TPP からの離脱、NAFTA (北米自由貿易協定) の再交渉、地球温暖化の国際枠組み「パリ協定」からの離脱など、保護主義的傾向を一段と加速させていることに、日 EU は共に強い危機感を抱いていた。

また、2016年6月の英国の国民投票による EU 離脱（ブレグジット）の決定も保護主義のうねりとみられた。英国の EU 離脱派の勝利で欧州各国の反 EU ポピュリスト・排外主義政党が勢いを得た。英国の EU 離脱派はグローバル化・自由貿易・移民の自由移動に反対の立場をとる。トランプ政権の支持層と英国の EU 離脱派が重なる。欧州統合を前進させようとするブリュッセルの欧州理事会や欧州委員会が強い危機感を抱くのは当然であろう。

経済のグローバル化を主導してきた米英二大勢力が保護主義に傾く中で、日本と EU が共に保護主義に立ち向かうという力強いメッセージを発信することが今こそ必要があった。英国の EU 残留を支持する英フィナンシャル・タイムズ紙は、「今回の EPA 合意は、トランプ氏の保護主義的な姿勢に対する拒絶を表すことになる。同時に英国が直面する難題も浮き彫りにする。ハード・ブレグジットとなった場合、英国の一部の業界は近隣の欧州との貿易関係が地球の裏側にいる日本企業よりも不利な条件に立たされてしまう」と論評しているが、正鵠を射ているといえる³⁾。

アベノミクス浮揚、EU 結束強化で思惑一致

もっとも、日本、EU それぞれの事情を抱えていたこともあり、日 EU・EPA の早期の政治的合意で双方の思惑が一致したことが考えられる。

日本側は、米国の TPP 離脱で、早い時期での協定発効が見通せなくなり、アベノミクスの通商政策面での成長戦略の柱を失いかねない状況である。日 EU・EPA を手詰まり感のあった成長戦略の起爆剤とし、政権浮揚につなげることを意図していたのは確かである。

また、2017年4月に立ち上げた日米経済対話を通じて、トランプ大統領はいずれ対日経済圧力を強めることが予想されたことから、対抗軸としての日 EU・EPA 合意の優先度が急速に高まったことも、もう一つの理由である。

一方、ブレグジットで揺れる EU は、シリア難民危機やフランスなどでの相次ぐテロ事件に有効な対策を打ち出せない。米国との TTIP（環大西洋貿易投資連携協定）交渉も、トランプ政権の保護主義的な通商政策によって凍結状態に陥っている。もし、日本との EPA 交渉で政治的決着を逸すれば、反 EU ポピュリスト勢力が再び勢いを増しかねない。まさに、EU が存在意義を失いかねないという危機感があった。何としても求心力低下に歯止めをかけ、EU の存在感を内外に示し、EU 結束の強化を図る必要があった。

2. 日 EU・EPA 合意の意義

日本政府は、表 1 のように、日 EU・EPA 大枠合意を戦略的意義と経済的意義の 2 つの側面から説明している⁴⁾。

戦略的意義として、日 EU 首脳が共同記者会見で、「日 EU・EPA が保護主義に共に対抗する強いメッセージである」ことを強調すると同時に、「包括的で高いレベルの協定として、自由で公正なルールに基づく 21 世紀の経済秩序のモデルとなるものである」との認識を示したことが重要な点であろう。

初のメガ FTA、経済再生に好機

次に、経済的な視点から考えてみたい。

日 EU・EPA は、世界の GDP（国内総生産）の約 29%、世界貿易の約 38% を占めるメガ FTA（超巨大自由貿易協定）であり、協定が

表1 日EU・EPA 大枠合意の意義

日EU・EPA 大枠合意の意義	
戦略的意義	<ul style="list-style-type: none"> ● EU は日本にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナーである ● 日EU・EPA は、戦略的パートナーシップ協定（SPA）（注）と共に、日EU 関係を新たな戦略的な水準に高めるもの ● 日EU・EPA は、日本とEU との間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するもの ● 保護主義的な動きがある中で、日EU が自由貿易の旗手として、その旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、世界に対する力強いメッセージになった ● 日EU・EPA は、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21 世紀の経済秩序のモデルとなるもの
経済的意義	<ul style="list-style-type: none"> ● EU は、総人口は約 5.1 億人、世界の GDP の約 22%、日本の輸出入総額の約 11% を占め、日本にとっての主要貿易・投資相手地域である。この EPA により、巨大な EU 市場の取り込みが実現する ● 総人口約 6.4 億人、世界の GDP の約 28%、世界貿易の約 37% を占める日本と EU による、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる ● 日EU・EPA は、相互の市場開放等による貿易・投資の活発化、雇用創出、企業の競争力等を含む日EU 双方の経済成長に資するものである。EU との戦略的関係を強化するのみならず、日本の成長戦略の重要な柱となる

（注）政治、グローバル課題、その他の分野別協力を包括的に対象として、拘束力を持つ協定で、EPA の同時に大枠合意している。
 （出所）外務省「日EU・EPA ファクトシート」から作成。

発効すれば初のメガ FTA の誕生となり、世界経済・貿易へのインパクトは大きい。メガ FTA とは、表2のように、人口・GDP・貿易などの規模が史上空前の FTA と定義できる。具体的には、交渉開始順に TPP（2010 年 3 月）、日EU・EPA（2013 年 4 月）、RCEP（2013 年 5 月）、TTIP（2013 年 7 月）の 4 つを指す。これらの交渉がほぼ同時並行して進行していたが、TPP はトランプ政権が離脱したため、現在、11 カ国で交渉中である。また、ASEAN 10 カ国と日中韓など 6 カ国が参加している RCEP も遅々として進まない。米国と EU28 カ国が参加する TTIP 交渉も頓挫していて、いつ交渉が再開されるものか見通せない状況である。

EU は総人口約 5 億人（日本の約 4 倍）、世界の GDP の約 22%、世界貿易の約 33%、日本の輸出入総額の約 12%、日本の対外・対内直接投資残高の 30% 超を占める主要貿易・投

資のパートナーである。日EU・EPA によって、日本はEU の巨大経済圏を取り込み、相互依存を強めることができる。

つまり、日本経済の再生という点で、日EU・EPA は日本とEU との間で、関税撤廃や投資ルールの整備などを通じて、貿易と投資を活発化させることができるし、雇用創出、企業の競争力強化や日本企業のグローバル化などを通して、日本の経済成長に大きく貢献することが期待できるのである（図1参照）。

日本企業、価格競争力向上に期待

ところで、日本企業は、日EU・EPA をどのように評価しているのだろうか。2016 年実施したジェトロ調査によると、欧州進出日系企業（対象企業約 1000 社）のうち、日EU・EPA の影響について、全体の約 38% が、関税削減・撤廃で欧州での価格競争力の向上でメリットがあると回答している。とくに、中東欧

表2 4つのメガFTAの規模の比較 (IMF 統計 2017年)

	参加国・地域	人口 (100 万人, 2016 年, %)	GDP (10 億ドル, 2016 年, %)	貿易 (10 億ドル, 2016 年, %)3)
日欧 EPA	日本, EU28 カ国	637.0 (8.6)	21,347.0 (28.4)	11,901.1 (37.3)
TPP12	日本, 米国など 12 カ国 1)	817.7 (11.0)	28,771.9 (38.2)	8,501.6 (26.7)
TPP11	米国を除く日本など 11 カ国	494.4 (6.7)	10,202.8 (13.6)	4,858.7 (15.2)
RCEP	ASEAN10 カ国, 日中韓など 6 カ国 2)	3,536.7 (47.6)	23,815.2 (31.6)	9,296.9 (29.1)
TTIP	米国, EU28 カ国	833.4 (11.2)	34,977.5 (46.5)	14,272.2 (44.7)
世界全体		7,432.7 (100.0)	75,278.1 (100.0)	31,906.4 (100.0)

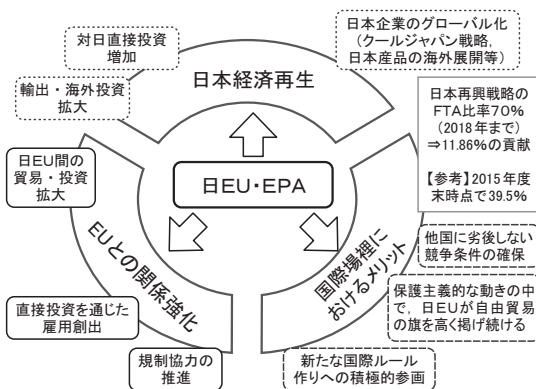
(注) 1) オーストラリア, ブルネイ, カナダ, チリ, 日本, マレーシア, メキシコ, ニュージーランド, ペルー, シンガポール, 米国, ベトナム

2) オーストラリア, ブルネイ, カンボジア, 中国, インド, インドネシア, 日本, 韓国, ラオス, マレーシア, ミャンマー, ニュージーランド, フィリピン, シンガポール, タイ, ベトナム

3) 当該国・地域のそれぞれ輸出入合計額を示す。

(出所) IMF, World Economic Outlook Database (April 2017), Direction of Trade Statistics (June 2017) から作成。

図1 日EU・EPAの意義



(出所) 外務省「日EU EPA交渉」(平成29年9月25日)

地域の日系企業の約46%、製造業に限ると、約55%はメリットが大きいと期待している。

在欧日系製造企業の日本からの部品・原材料の調達比率は、約29%を占めている。日EU・EPA発効で関税削減・撤廃が実施されれば、そのメリットは大きいとみている。また、非製

造業を含めた全業種では、日本からの調達比率が、約32%でさらに高く日EU・EPAの効果が一層期待されている⁵⁾。

日本はTPP発効に主導力を

トランプ政権の保護主義的な通商政策でTPP交渉が頓挫する事態になっている現在、日本には、自由貿易の推進役としての役割が大いに期待される場所である。

日本の役割として、米国抜きのTPP11の早期発効に主導力を発揮することが必要であり、その上で、トランプ政権にTPPへの早期の復帰を促すべき立場にある。

さらに、中国、インドなどが貿易自由化に慎重なため進展が遅れているRCEP交渉について、日本はASEAN(東南アジア諸国連合)諸国を支援しながら、高いレベルのルールづくりを目指して、先頭に立つべきである。

II 日 EU・EPA 交渉の経緯

1. 交渉会合の推移

2013年に始まった公式の交渉会合が大枠合意に至るまでに長い時間を要した。2013年3月、安倍首相と当時のファン＝ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長との日EU首脳電話会談で日EU・EPA交渉を開始することが決まり、正式に交渉がスタートした。もちろん、そこに至るまでには、2009年5月の日EU定期首脳協議での交渉促進の意思表示や事前の公式・非公式の事務レベルの会合が頻繁に行われている。

EU主導で交渉枠組み決定

日EU・EPA交渉を始めるに際して、交渉範囲を確定する、所謂「日EU間のスコーピング作業」が行われたが、EUが主張する全ての優先課題を交渉対象とすることで合意した。

また、非関税障壁の撤廃や鉄道・都市交通市場などの政府調達の開放に関する具体的なロードマップ（工程表）についても合意した。

EU側が協定交渉に臨むスタンスは、かなり強硬なものであった。公表された3つの交渉方針は、以下のとおりであった⁶⁾。

- ①日本の非関税障壁は、EU側のいかなる関税引き下げと並行して（in parallel）撤廃されなければならないこと。
- ②欧州側のセンシティブな部門を保護するためのセーフガード条項を導入すること。
- ③交渉開始から1年以内に、非関税障壁と日本の鉄道・都市交通などの政府調達市場開放のための日EU間で合意されたロードマップで進展がなければ、欧州委員会は交渉を停止す

る（pull the plug）権限を保持すること。

長丁場の交渉を重ねる

2013年4月に開始された公式の交渉会合は2017年4月まで18回に及んだ。2014年5月から6月にかけて、EU側で交渉を継続するべきかどうか、EUと28加盟国は交渉の進展具合について厳しい審査を行った。この時点で、EUは、交渉継続に「GO」サインを出した。この間、日EU定期協議・首脳会議、G7サミット（7カ国主要国首脳会合）、G20サミットなどの場で9回にわたって、日EU・EPA交渉の促進や大枠合意についての意思表示が行われたし、外相などの閣僚レベルの協議が頻繁に行われていたことは、いうまでもない（表3参照）。

2. 日本・EUの交渉優先分野

日本、乗用車の関税撤廃を最優先

日本からEUへの輸出品は、金額ベースで約6割が有税となっており、関税撤廃・軽減の効果は大きいといえる。最大の交渉目標は、工業品などの高関税（乗用車10%、テレビ14%など）の撤廃・軽減による日本品の競争条件を大幅に改善することである。特に、韓EU・FTAによって韓国から輸入される乗用車など工業品の関税がすでに撤廃されているので、韓国と激しく競合する日本製品の関税面での競争上の不利益が大きな問題である。日EU・EPAによって、日本車の競争上の不利が改善されるので、EUへの輸出を拡大できるチャンスが出てくる。乗用車部品の関税も全廃されれば、日本を含むアジア地域からの部品の輸入が増えて、現地生産に弾みがつく可能性は大きい。

表3 日 EU・EPA 交渉の推移

時期	首脳会議・交渉会合
(1) 交渉会合前 2009年5月 2011年5月 2012年5月 2012年7月	<ul style="list-style-type: none"> ●日 EU 定期首脳協議で日 EU・EPA 交渉を促進することを表明。 ●日 EU 定期首脳協議で「スコーピング作業」を開始することで合意。 ●EU 外相（貿易相）理事会がスコーピング作業の終了を宣言。 ●欧州委員会として交渉権限（マנדート）を EU 外相（貿易相）理事会（EU 加盟国）に求めることを正式決定。 ●EU 外相（貿易相）理事会が欧州委員会に交渉権限を付与することを決定。 ●日 EU 首脳電話会談で、日 EU・EPA 交渉開始することを決定。
2012年11月 2013年3月 (2) 交渉会合：第1段階 2013年4月～2014年4月 2014年5月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回～第5回交渉会合開催（ブリュッセル、東京）。 ●日 EU 定期首脳協議で日 EU・EPA 交渉の早期妥結の重要性につき一致。 ●欧州委員会が日 EU・EPA 交渉の総括報告書（1年後のレビュー）を作成、EU 各国に提示。 ●EU 側が交渉継続を決定。
2014年6月 (2) 交渉会合：第2段階 2014年7月～10月 2014年11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第6回～第7回交渉会合開催（東京、ブリュッセル）。 ●日 EU 首脳会議（G20 プリスベン・サミット）で2015年中の大筋合意を目指し、交渉加速することで一致。 ●第8回～第10回交渉会合開催（東京、ブリュッセル）。 ●日 EU 定期首脳協議で2015年中の大筋合意を目指して、交渉をさらに加速させていくことで一致。
2014年12月～2015年4月 2015年5月	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回～第13回交渉会合開催（ブリュッセル、東京）。 ●日 EU 首脳会談（G20 アンタルヤ・サミット）で2016年の出来る限り早い時期の大筋合意を目指すことで一致。
2015年7月～11月 2015年11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第14回～第16回交渉会合開催（東京、ブリュッセル）。 ●G7 伊勢志摩サミットの際、日 EU 首脳がEPA 交渉を促進する共同声明を発表。 ●ASEM（アジア欧州首脳会合）の際、日 EU 首脳会談で、2016年の出来る限り早期の大筋合意に向けて引き続き最大限努力していくことで一致。
2015年11月～2016年4月 2016年5月 2016年7月	<ul style="list-style-type: none"> ●第17回交渉会合開催（ブリュッセル）。 ●日 EU 首脳会談で早期の大筋合意を目指す政治的意思を表明。 ●第18回交渉会合開催（東京）。 ●非公式首席交渉官会合（ブリュッセル）。 ●日 EU 首脳会談で大筋合意を目指す政治的指導力を発揮する段階に来ているとの認識で一致。 ●日 EU 定期首脳協議で大筋合意を首脳レベルで確認。 ●大筋合意を目指す。
2016年9月 2017年3月 2017年4月 2017年5月 2017年5月 2017年7月 2017年末	

（出所）筆者作成。

EU、チーズの関税撤廃、地理的表示保護、政府調達参入に強い関心

日本側では、農産品・加工食品・飲料など一部の輸用品に対して高関税が適用されているものの、EUからの輸用品には輸入額の7割超がすでに無税となっており、関税撤廃の効果はどちらかというと、小さい。

まず、最大の要求項目は、交渉の最後の段階まで厳しい話し合いが続いた、チーズなど農産品などの関税の撤廃・軽減など市場アクセスの改善である。特に、世界のチーズ生産の約半分

を占める最大の生産地のEUは、ウクライナ問題をロシアに経済制裁を課しているためEU産チーズが禁輸措置で、在庫が増えているため、日本への輸出拡大することへの期待が大きい。

また、チーズ、ワインなど、日本国内で消費者がよく知っている農産品や酒類の有名ブランド製品の地理的表示（GI）の保護も強く求めている。さらに、鉄道など政府調達分野への欧州企業の参入拡大なども強く要求していた。

Ⅲ 日 EU・EPA 合意の内容

1. 貿易自由化と経済効果

100%近い輸入自由化率

日 EU・EPA によって、どの程度の自由化が実現できるのだろうか。本章では、TPP (対米)、韓 EU・FTA を意識しながら論述している。欧州委員会は 2017 年 7 月 6 日、日 EU 定期首脳協議での大枠合意の概要とテキスト案の一部を公表した⁷⁾。欧州委員会によると、EU の対日輸入自由化率は、EPA 発効時点での輸入額ベースで全体の 75%にとどまるが、最大 15 年をかけて撤廃されるため 100%近くに高まるとしている。また、品目ベースでみた場合、EPA 発効時点で全体の 96%、最終的には 99%に及ぶと説明している。

他方、日本の対 EU 輸入自由化率は、品目ベースでは EPA 発効時点で 86%、最終的には 97%に達するとされる。TPP で日本は全品目の 95%で関税を撤廃することで合意した。EU 側は日 EU・EPA 交渉に際して「TPP 以上」の自由化を求めてきたが、EU 側の要求が受け入れられた形で落ち着いた。

また、日本から EU へ輸出する工業製品の自由化率をみると、無関税の割合が、日 EU・EPA 発効時に 38.5%から 81.7%へ急激に上昇し、最終的に 100%自由化される。日本が EU から輸入する工業製品については、無税品の割合が 77.3%から直ちに 96.2%まで上昇し、最終的には関税撤廃率は 100%となる。

なお、参考までに、表 4 で日 EU・EPA、TPP12、韓 EU・FTA の輸入自由化率を表示しておく。

低い FTA カバー率、政府目標に遠く及ばず

日本の貿易全体に占める FTA・EPA 締結国・地域との貿易の割合である FTA カバー率は、ジェットロ調査によると、13 の主要国・地域の 2016 年の貿易額でみると、22.5%である。日 EU・EPA が発効すると、11.9 ポイント上昇して 34.4%になるが、世界的にみて低い水準にとどまっている (表 5 参照)。EU (対域外貿易) の方は 3.6 ポイント上昇して、33.8%に高まるだろう。

日本政府の日本再興戦略の FTA 比率が 2018 年に 70%を目標にしている。TPP で 39.5%に上昇するとみていたが、TPP 発効が見通せない現在、日 EU・EPA の発効のみでは、その実現の達成は厳しい。

EU、経済効果に大きい期待

日本政府は日 EU・EPA 発効による経済的効果について何も公表していないので、EU 側の情報にたよらざるを得ない状況である。欧州委員会は、日 EU の貿易拡大効果を試算、EU の対日輸出が最大 24%と予測している。また、輸出増加などを通じた GDP の押し上げ効果は、日本が 0.29%、EU が 0.76%程度に上るとみている。個別分野では、例えば、食肉の加工品や乳製品の輸出は最大で 180% (100 億ユーロ) 増、化学製品の輸出は最大で 22% (30 億ユーロ) 増、電気製品の輸出は最大 16% (6.5 億ユーロ) 増など試算しており、EU 側の期待は大きい⁸⁾。

2. 主要分野の合意内容

大枠合意内容は、多岐にわたるので、本項では、日本と EU 側双方の主要な優先分野に限って取り上げることとする⁹⁾。なお、参考まで

表 4 日 EU・EPA の輸入自由化率

	日本		EU	
	即時撤廃率（発効前）	最終撤廃率	即時撤廃率（発効前）	最終撤廃率
日 EU・EPA 金額ベース				
全体	91%	99%	75%	100%弱（最大 15 年）
工業品	96.2%（77.3%）	100%（最大 15 年）	81.7%（38.5%）	100%
農林水産品		87%		
品目ベース				
全体	86%	97%（最大 15 年）	96%	99%
工業品				
農林水産品		85%		
TPP12 金額ベース				
全体		95%		
工業品	99.1%	100%		
農林水産品				
品目ベース				
全体		95%		
工業品	95.3%	100%		
農林水産品	51.3%	82%		
韓 EU・FTA 金額ベース				
全体			76.6%	100%（5 年以内）
工業品			76.7%	100%（5 年以内）
農産品				99.5%
水産品				100%
品目ベース				
全体			94%	99.6%（5 年以内）
工業品			97.3%	100%（5 年以内）
農産品				98.1%
水産品				100%

（出所）European Commission, 内閣官房, 外務省, 経済産業省, 農水省などの資料から作成。

に主要品目の関税撤廃・削減についての合意内容について、表 6 に表示しておく。

日本車の関税は 8 年目に撤廃

日本の最大の関心品目である乗用車の 10% の関税は協定発効から 8 年目に撤廃されることになる。2011 年韓 EU・FTA が発効した韓国は、5 年後の 2016 年に乗用車関税が撤廃された。関税ゼロをテコに低価格攻勢を仕掛けられた結果、2009 年に 35 万台だった韓国車の対

EU 輸出は 2016 年に 40 万台まで増加し、この間に韓国車のシェアは 4.1% から 6.3% に拡大した。韓国勢が台頭するあおりを受け、2009 年に 69 万台だった日本車の対 EU 輸出は、2016 年に 58 万台へと減少、日本車のシェアも 13.1% から 12.7% へと低下した¹⁰⁾。

韓 EU・FTA 並みの 5 年以内での撤廃を求めた日本側に不満は残ったが、EU 側の乗用車関連産業の雇用悪化を理由に 10 年での撤廃という強い主張に譲歩し、8 年目での撤廃で決着

表5 主要国・地域のFTAカバー率(2016年)

(単位: %)

	FTA カバー率			発効相手国・地域(往復)						
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位		
日本	22.5	20.8	24.3	ASEAN	15.0	オーストラリア	3.6	メキシコ	1.3	
米国	39.1	46.5	34.2	NAFTA	29.3	韓国	3.1	DR-CAFTA	1.4	
カナダ	70.5	79.1	62.9	NAFTA	67.1	韓国	1.5	EFTA	0.9	
メキシコ	79.7	93.4	66.5	NAFTA	66.0	EU	8.1	日本	2.8	
チリ	93.1	92.2	94.2	中国	25.9	米国	15.8	EU	14.8	
ブラジル	15.9	17.2	14.2	メルコスール	9.8	CAN	3.1	チリ	2.2	
EU	貿易総額	74.7	75.5	73.9	EU	63.9	スイス	2.8	トルコ	1.5
	域外貿易	30.2	32.6	27.7	スイス	7.6	トルコ	4.2	EEA	3.2
中国	29.3	22.4	38.8	ASEAN	12.1	韓国	7.0	台湾	4.9	
韓国	67.8	70.7	64.3	中国	23.4	ASEAN	13.2	米国	12.2	
ASEAN	58.8	55.6	62.2	ASEAN	22.8	中国	16.3	日本	8.9	
シンガポール	78.1	73.7	80.5	ASEAN	24.1	中国	13.6	米国	9.5	
マレーシア	63.0	62.3	63.7	ASEAN	27.1	中国	16.2	日本	8.1	
ベトナム	56.3	44.8	67.8	中国	19.6	ASEAN	12.7	韓国	11.8	
タイ	60.4	56.1	65.0	ASEAN	22.9	中国	16.1	日本	12.5	
インドネシア	64.5	60.0	69.3	ASEAN	24.3	中国	17.0	日本	10.4	
インド	18.7	20.1	17.6	ASEAN	10.5	韓国	2.5	日本	2.2	
オーストラリア	68.2	70.1	66.2	中国	27.5	ASEAN	13.0	日本	10.8	
ニュージーランド	52.9	53.7	52.2	中国	19.9	オーストラリア	14.9	ASEAN	11.6	

(注) ① FTA カバー率は、FTA 発効済み国・地域(2017年6月末時点)との貿易が全体に占める比率。金額は2016年の貿易統計に基づく。

② 略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA(DR-CAFTA)、アンデス共同体(CAN)、欧州自由貿易連合(EFTA)、欧州経済地域(EEA)。

③ 中国は、香港(8.1%)とマカオ(0.1%)を除く。

④ ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、全ての加盟国の貿易額を加算。

⑤ カナダ、シンガポールは再輸出分を除いた輸出統計を採用。

(資料) 各国政府資料、各国貿易統計、「DOTS(2017年6月8日版)」(IMF)から作成。

(出所)「ジェトロ世界貿易投資報告 2017年版」50ページ。

した。TPPでは米国が2.5%の関税を25年目に撤廃することで合意しており、これに比べて大きな譲歩を引き出したといえる。韓国車との競争上の不利が改善されるわけだから、欧州乗用車市場で苦戦する日本車メーカーにとって、反転攻勢のチャンスとなるだろう。

日本側が重視していた乗用車部品の関税撤廃についても、貿易額ベースで92.1%が即時撤廃される。これは、TPPの81.3%、韓EU・FTAの90.2%を上回る決着となった。乗用車部品の関税が撤廃されると、現地生産コストが下がる

可能性があるため、欧州での現地生産に弾みがつき、日本やアジア地域で築いたサプライチェーン(供給網)を欧州地域の生産拠点にまで広げる契機となると考えられる。

また、カラーテレビの14%の関税については、6年目に撤廃することで決着したが、TPPでは最大5%の関税を即時撤廃することになっている。

表 6 日 EU・EPA で合意した主要品目の関税撤廃・削減

	品目	現状	合意内容	TPP (対米)
輸入 (EU → 日本)	カマンベール・モッツァレラチーズ	29.8%	輸入枠設定（初年度 2 万トン、16 年目 3.1 万トンに限定し、関税は段階的に削減、16 年目に撤廃）	29.8%の現行関税維持
	パスタ（マカロニ、スパゲッティ）	1 キロ当たり 30 円	11 年目に撤廃	9 年目に 1 キロ 12 円
	ワイン	15%または 1 リットル 125 円	即時撤廃	8 年目に撤廃
	牛肉	38.5%	16 年目に 9%	16 年目に 9%
	豚肉	低価格帯で 1 キロ当たり最大 482 円	10 年目に 1 キロ 50 円	10 年目に 1 キロ 50 円
	バッグ・革靴など	最大 30%	11 年目か 16 年目に撤廃	最大 30%の関税を 11 年目か 16 年目に撤廃
輸出 (日本 → EU)	乗用車	10%	8 年目に撤廃	2.5%の関税を 25 年目に撤廃
	テレビ	14%	6 年目に撤廃	最大 5%の関税を即時撤廃
	日本酒	100 リットル当たり 7.7 ユーロ	即時撤廃	100 リットル当たり 3 ドルの関税を即時撤廃

(出所) 内閣官房、外務省「日 EU・EPA ファクトシート」、読売新聞 (2017/07/07,08)、日本経済新聞 (2017/07/07) などから作成。

EU 産チーズ、ワインの関税撤廃で、国産品との競争激化

EU 側が市場開放を強く求めた欧州産チーズを巡っては、日本がフランス産カマンベールやイタリア産モッツァレラなど一部品目に低関税の輸入枠を新設し、現在の 29.8%の税率を段階的に下げて、16 年目に撤廃することで合意した。TPP では現行の税率が維持されているので、日本が相当程度譲歩したといえる。チーズの関税の即時撤廃といった市場環境の激変は避けられたが、EU 産ブランド品との競争は、激しさを増すので、日本の酪農業界も一段の競争力強化に向けた努力が求められよう。

また、15%もしくは 1 リットルあたり 125 円となっている欧州産ワインの関税は、即時撤廃

されるのに対して、TPP では 8 年目に撤廃することになっている。これがきっかけになって、日本・チリ EPA で関税が下がったチリ産ワインとフランス産ワインなどが競争激化によって、選択肢が増える日本の国内消費が増えるだろう。もちろん、国内勢には厳しい競争が待ち受けている。

パスタ・チョコレート菓子などの加工品については、現行税率のチョコレート菓子 (10%)、マカロニ・スパゲティ (30 円/kg) を段階的に 11 年目に撤廃することで合意している。

日 EU・EPA は関税以外のルール分野でも合意に達した (表 7 参照)。後述するように、投資家対国家の投資紛争解決 (ISDS) など、なお継続協議が必要な分野もある。

表7 ルール分野の合意内容

項目	合意内容
原産地規則	輸入産品が関税撤廃・削減の対象となる原産地として認定される要件など規定。
税関・貿易円滑化	透明性を確保して簡素化・迅速化を規定。
サービス貿易	国をまたぐサービスに対し最恵国待遇、内国民待遇などを規定。
投資	EU加盟国との間で投資保護のルールを新たに規定。 *投資家対国家の投資紛争解決 (ISDS)：継続協議。
電子商取引	日EU間での電子的送信に対する関税賦課の禁止など。 *個人情報保護と相互移転：継続協議。
知的財産	地理的表示 (GI)：農産品や酒類のブランドを相互に高レベルでの保護。
政府調達	日EU双方が市場アクセスの改元を実現する。条件付きで中核都市の一般競争入札に参入を認める。 *鉄道分野の開放：双方が参入障壁を引き下げる措置。
企業統治	双方の制度を踏まえ、株主の権利や取締役会の役割などを規定。
農業協力	農産品貿易促進特別委員会設置など。

(出所) 外務省「日EU・EPA ファクトシート」、日本経済新聞 (2017/07/07) などから作成。

政府調達

政府調達について、日本とEUのサプライヤーの政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善に取り組むことで合意した。

日本側は、47都道府県・20指定都市が設立する地方独立行政法人などに対象を拡大、また、人口20万人以上の48の中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達（建設サービスを除く）に限り、EUのサプライヤーも参加できるようにするなど、WTO（世界貿易機関）の政府調達協定（GPA）とは異なる特別のルールを適用することになった。EU側も、フランスなどの13カ国の調達機関を新たに対象として追加することになった。

日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、市場アクセス拡大のための措置を双方がとることとなった。日本側は安全注釈（運転上の安全の関連する調度をGPAの対象外とすることができる注釈）を撤廃し、EU側は、GPAでは日本企業を除外できるとして

いる車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放することになった¹¹⁾。

地理的表示 (GI)

ルール分野の中で重要なものの一つに、農産品や酒類の地理的表示 (GI) を高い水準で相互に保護することを確認した。

日本では、EUのGIを保護し、模倣品の排除による誤認や混同を防ぐことになる。他方、EUは日本のGIを保護し、日本生産者のGI登録の負担を軽減することを目指す。日EUは双方合計で200種類以上の名称を保護対象とすることで合意した。

EU側は39品目の日本産の地域ブランド品を、日本側は210品目（酒類139品目、農産品71品目）のEU産の地域ブランド品を保護する。例えば、日本のGIは、日本酒、山梨ワイン、神戸ビーフ、特産松阪牛、夕張メロンなどである。他方、EUのGIはシャンパン、ボルドー、ブルゴーニュ、コニャック（以上酒類）、カマンベール・ド・ノルマンディ、ゴルゴン

ゾーラ（以上チーズ）などである。

投資家対国家の紛争解決（ISDS）

最大の懸案である国家対投資家の紛争解決のルールについては、日本側は EU への投資などで、不当な扱いを受けた企業が進出先の政府を第三者である世界銀行傘下の紛争解決センターに訴えられる「投資家対国家の紛争処理」（ISDS）を主張している。一方、EU は多国籍企業による国家のルールへの干渉が防げないと懸念し、手続きの透明性をより高めるため、上訴できる 2 審制で常設の投資裁判所の設置を要求している、調整が難航している。EU はカナダやベトナムとの EPA でも、この制度を認めさせている。

結語：今後の課題

大枠合意は大筋合意や最終合意ではなく、積み残されたテーマの交渉を今後加速しなければならない。最大の懸案である国家と投資家の紛争処理解決のルールが持ち越された。個人情報保護の問題も残されている。

日本と EU は 2019 年初頭の日 EU・EPA 批准・発効を目指している。関税分野の協定発効には、2 年ほどかかるとの見方が多い。関税以外の分野は EU 28 カ国の議会承認が必要で、時間がかかる可能性がある。そのためにも、双方が 2017 年中の最終合意に向けた協議を加速することが強く望まれる。

あわせて、日本政府としては、交渉の大枠合意を受けた国内対策に早急に取り組まなければならないだろう。特に、チーズ、牛肉・豚肉など欧州産の輸入品との競争が激しくなる農水産

業については国際競争力を強化し、成長産業育成に向けた対策が必要であろう。安倍首相が強調する「守る農業から攻める農業」への転換、輸出産業への成長を目指すことである¹²⁾。この他、企業の投資拡大や新規事業への進出のための支援策（日 EU 間の投資環境の整備、環境・安全などの規制基準の共有など）、地方自治体向けの国際入札への支援策（政府による情報提供による入札の円滑化など）である。

【注】

- 1) 日本政府は、「大枠合意」(agreement on fundamental elements)の意味を日 EU・EPA 交渉では、交渉の基本的な要素について日 EU 間で一致した状態と説明している。これに対して、「大筋合意」(agreement in principle)は最終合意・署名まで技術的事項などを残すのみとなった状態を指すとしている。ただし、欧州委員会ウェブサイトを見ると、今回の合意に対して「大筋合意」との表現を使用している。
- 2) 外務省ウェブサイト「第 24 回日 EU 定期首脳協議」(平成 29 年 7 月 6 日)、駐日 EU 代表部ウェブサイト「EU と日本、経済連携協定 (EPA) で政治的合意」(2017/07/24)。
- 3) Financial Times (2017/07/05)
- 4) 外務省「日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」(経済局、平成 29 年 7 月 6 日)。
- 5) ジェトロ「欧州進出日系企業実態調査 (2016 年度調査)」(海外調査部欧州ロシア CIS 課、2016/12/05)。
- 6) European Commission Memo (MEMO/12/930, Brussels, 29 November 2012)。
- 7) European Commission, EU-Japan EPA-The Agreement in Principle (6 July 2017), Chapter XX Dispute settlement.
- 8) European Commission, A new EU trade agreement with Japan (1 July 2017), 日本経済新聞 (2017/07/07), 毎日新聞 (2017/07/12)。
- 9) 大枠合意の詳細については、外務省「日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」(平成 29 年 7 月 6 日)、経済産業省「日 EU 経済連携協定 (EPA) における工業製品関税 (経済産業省関連分) に関する大枠合意について」(平成 29 年 7 月)、財務省「日 EU・EPA 市場アクセス交渉等の最終結果」(平成 29 年 7 月 6 日)、農林水産省「日 EU・EPA 大枠合意における農林水産物の概要① (EU からの輸入)、② (EU への輸出)」(平成 29 年 7 月)を参照のこと。
- 10) 日本経済新聞 (2017/07/13)。
- 11) 鉄道分野の交渉についての欧州委員会の見解と欧州鉄道産業連合の意見章の内容は、ジェトロビジネスニュース (EU, 日本) (2017/08/02)を参照のこと。
- 12) 本間正義「日欧 EPA の課題②農業の将来を考える好機に」(経済教室・日本経済新聞、2017/08/01)。